

請負契約注意事項

本工事の請負契約締結には下記の条件が付されますのでご注意ください。

工事名：道整備交付金事業 広域農道りんどうライン舗装修繕工事その12

契約締結に関する事項

(1) 本工事は、那須町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和38年12月25日条例第25号）第2条の規定により、議会の議決が必要です。したがって、議会の議決が得られないときは、請負契約を締結しません。

(2) 本契約を締結するまでの間において、落札者が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、当該請負契約を締結しない場合があります。

① 那須町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成22年2月18日告示第12号）に基づく資格停止の措置の対象となった場合。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされた場合。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがされた場合であっても、更生計画の許可が決定、又は再生計画の許可の決定が確定し、本町の入札参加資格に係る再審査を受けている場合は、当該申立てがなされていないものとみなします。

(3) 本工事の議会の議決が得られなかった場合、あるいは(2)により本工事の請負契約をしなかった場合、または本町が仮契約を解除した場合において、落札者に損害が及んだ場合でも、本町は当該落札者に対していかなる責任も負わないものとします。

(4) 本工事の関連工事が不調その他の理由により契約予定日において請負契約を締結できない場合、本工事の開札日および契約日を延長する、又は請負契約を締結しない場合があります。本町が請負契約締結後に本工事の関連工事の請負契約を解除した場合は、本工事についても請負契約の締結を行わない又は請負契約を解除する場合があります。これらの場合においても、本町は本工事の落札者の損害についても、いかなる責任も負わないものとします。

前払金について

- ・前払金（中間前払金は除く）は請負代金の10分の4（1万円未満の端数がある時は、その端数は切り捨てる。）の金額を支払うこととします。
- ・中間前払金を請求することは可能です。